

○筑波大学附属病院国際部の組織及び運営に関する細則

〔平成28年3月28日〕
附属病院細則第14号

改正 令和 2年附属病院細則第43号
令和 5年附属病院細則第31号
令和 6年附属病院細則第27号

筑波大学附属病院国際部の組織及び運営に関する細則

(趣旨)

第1条 この附属病院細則は、筑波大学附属病院の組織及び運営に関する規程（平成16年附属病院規程第1号。第3条において「病院組織等規程」という。）第19条に規定に基づき、国際部の組織及び運営について定めるものとする。

(業務)

第2条 国際部においては、附属病院に係る次の業務を行う。

- (1) 外国からの教員、研究者、臨床実習生等の受入れの支援に関すること。
- (2) 病院職員の海外派遣の支援に関すること。
- (3) 外国からの患者の通訳に関すること。
- (4) 外国の病院等との連携推進に関すること。
- (5) 国際医療サービスに係る外部評価に関すること。
- (6) その他国際連携に関すること。

(国際部副部長)

第3条 病院組織等規程第12条第4項の規定に基づき、国際部に副部長若干人を置く。

2 国際部副部長は、国際部長を補佐し、前条に規定する国際部の業務を整理する。

(運営会議)

第4条 国際部の円滑な運営を図るため、国際部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次に掲げる構成員で組織する。

- (1) 国際部長
- (2) 国際部副部長
- (3) 国際部長の意見を聴いて附属病院長が指名する職員 若干人
- (4) 看護部の職員のうちから看護部長が指名する者 1人
- (5) 病院総務部医療支援課長
- (6) その他附属病院長が特に必要と認めた者 若干人

(任期)

第5条 前条第2項第3号、第4号、第8号及び第9号の構成員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の構成員は、再任されることができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見の陳述を求めることができる。

(事務)

第7条 国際部の事務は、病院総務部医療支援課において行う。

(雑則)

第8条 この附属病院細則に定めるもののほか、国際部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この附属病院細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 筑波大学附属病院国際連携推進室の組織及び運営に関する細則（平成24年附属病院細則第36号）は、廃止する。

附 則（令2. 2. 27附属病院細則43号）

この附属病院細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令5. 3. 27附属病院細則31号）

この附属病院細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令6. 4. 15附属病院細則27号）

この附属病院細則は、令和6年5月1日から施行する。